練馬区告示第 **575** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第２項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和８年11月５日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月５日

練馬区長　　吉　田　健　一

	路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	増面積（平方メートル）
①	33-172	起点 練馬区 大泉学園町 一 丁目 2818 番 4 地先から	変更前	3.81	15.92	―――
		終点 練馬区 大泉学園町 一 丁目 2818 番 4 地先まで	変更後	4.00	15.92	2.94
②	33-182	起点 練馬区 大泉学園町 一 丁目 2818 番 4 地先から	変更前	2.74から2.75	17.52	―――
		終点 練馬区 大泉学園町 一 丁目 2818 番 4 地先まで	変更後	3.37から3.38	17.52	12.11

特別区道路線区域変更図

大泉学園町　一丁目　地内

縮尺　６００分の１

―― 特別区道

―― 区域変更による道路



